

## 「相模原市パートナーシップ宣誓制度」を開始します！

本市では、性的少数者の方の自分らしい生き方を後押しするとともに、性の多様性に関する社会的な理解を促進し、市民一人ひとりがかけがえのない個人として尊重され、お互いの人権を認め合う共生社会の実現を目指すため、令和2年4月から新たに「相模原市パートナーシップ宣誓制度」を開始しますので、お知らせします。

### 1 制度概要について

#### (1) 対象者

お互いを人生のパートナーとして、協力し合いながら、継続的に日常の生活を共にしている、又は共にすることを約束している性的少数者とそのパートナーの方が対象です。

[パートナーシップの宣誓ができる方の要件] 次の全ての要件を満たしている必要があります。

- 成年に達していること。
- 市内に住所がある又は本市への転入を予定していること。
- 配偶者(事実婚含む。)がいないこと。
- 宣誓をする相手以外の方とのパートナーシップがないこと。
- 民法に規定する婚姻ができない続柄(近親者など)でないこと。

#### (2) 宣誓の流れ

宣誓日の予約

・原則7日前までに宣誓日を予約してください。

パートナーシップ宣誓書の提出

・必要書類を持参の上、お二人で人権・男女共同参画課までお越しください。  
・対象者の要件を確認させていただいた上で、パートナーシップ宣誓書や、その他必要書類を御提出いただきます。

パートナーシップ宣誓書受領証等の交付

・「パートナーシップ宣誓書受領証」及び「パートナーシップ宣誓書受領証カード」を交付します。

即日交付をご希望の場合は、1～2時間程度お待ちいただくことがあります。

#### (3) 必要書類

- ・市内に住所がある場合は、住民票の写し又は住民票記載事項証明書(3ヶ月以内に交付されたもの)
- ・転入を予定している場合は、その旨が確認できる書類
- ・戸籍抄本などの配偶者がいないことを証明する書類(3ヶ月以内に交付されたもの)
- ・運転免許証などの本人確認書類

## 2 宣誓の予約について

- (1) 受付開始日 令和2年3月18日(水)から  
(2) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで(土・日・祝日・年末年始を除く。)  
(3) 予約方法 人権・男女共同参画課にて、電話、FAX、Eメールにより受付  
<電話> 042-769-8205  
<FAX> 042-754-7990  
<Eメール> jinkendanjo@city.sagamihara.kanagawa.jp

宣誓及び受領証等の交付開始は、令和2年4月1日(水)午前8時30分からです。

### 参考イメージ

パートナーシップ宣誓書受領証  
(A4サイズ)

第 号  
年 月 日

パートナーシップ宣誓書受領証

(氏名) (氏名)  
様 様  
(生年月日) (生年月日)

(宣誓日 年 月 日)

相模原市パートナーシップの宣誓に関する規則に基づき、お二人からパートナーシップ宣誓書を受領しました。  
相模原市は、一人ひとりがかけがえない個人として尊重され、お互いの人権を認め合う共生社会の実現を目指しています。  
人生をともに歩んでいくパートナーとして、お二人が自分らしく幸せに年月を重ねていかれることを願います。

相模原市長 本村 賢太郎 公印

パートナーシップ宣誓書受領証カード  
(運転免許証とほぼ同じサイズ)

パートナーシップ宣誓書受領証カード  
相模原市パートナーシップの宣誓に関する規則に基づき、お二人からパートナーシップ宣誓書を受領しました。  
(宣誓日 年 月 日)  
様 様  
( 年 月 日生) ( 年 月 日生)  
第 号 年 月 日

相模原市長 本村 賢太郎 公印

問合せ先

人権・男女共同参画課 松上、眞柄  
電話 042-769-8205